

広島県訓令第七号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第四号中「企画振興局長」を「地域政策局長」に改め、同条第二項第四号から第十一号までを次のように改める。

- 四 総務局総務課長
 - 五 地域政策局地域政策課長
 - 六 環境県民局環境県民総務課長
 - 七 健康福祉局健康福祉総務課長
 - 八 商工労働局商工労働総務課長
 - 九 農林水産局農林水産総務課企画担当監
 - 十 土木局土木総務課長
 - 十一 土木局道路河川管理課長
- 第一条の三第三項第四号中「企画振興局長」を「地域政策局長」に改める。
- 第一条の四第二号中「健康福祉局保健医療部長」を「健康福祉局医療・がん対策部長」に改める。
- 第二条第一項第三号中「企画振興局長」を「地域政策局長」に改め、同条第二項第三号から第十号までを次のように改める。
- 三 総務局人事課長
 - 四 地域政策局過疎・地域振興課長
 - 五 環境県民局環境保全課長
 - 六 健康福祉局医務課長
 - 七 健康福祉局薬務課長
 - 八 商工労働局商工労働総務課長
 - 九 農林水産局水産課漁港整備担当監
 - 十 土木局港湾振興課長
- 第三条第二項第一号から第三号までを次のように改める。
- 一 環境県民局県民生活部長
 - 二 健康福祉局医療政策課長
 - 三 土木局道路整備課長

第八条第二項第一号から第九号までを次のように改める。

- 一 総務局総務課長
 - 二 環境県民局県民活動課長
 - 三 健康福祉局こども家庭課長
 - 四 健康福祉局健康対策課長
 - 五 健康福祉局食品生活衛生課長
 - 六 健康福祉局薬務課長
 - 七 健康福祉局障害者支援課長
 - 八 商工労働局雇用労働政策課長
 - 九 農林水産局農業担い手支援課長
- 第九条及び第十条中「健康福祉局保健医療部長」を「健康福祉局長」に改める。
- 第十三条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 健康福祉局医務課長
 - 二 健康福祉局健康対策課長
- 第十四条第二号中「健康福祉局保健医療部医務課長」を「健康福祉局医務課長」に改める。
- 第十五条第一号中「健康福祉局保健医療部食品生活衛生課長」を「健康福祉局食品生活衛生課長」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「健康福祉局保健医療部食品生活衛生課」を「健康福祉局食品生活衛生課」に改める。
- 第十八条第一号中「健康福祉局保健医療部食品生活衛生課長」を「健康福祉局食品生活衛生課長」に改め、同条第二号中「健康福祉局保健医療部食品生活衛生課」を「健康福祉局食品生活衛生課」に改める。
- 第二十条第一号中「健康福祉局保健医療部健康対策課健康増進担当監」を「健康福祉局食品生活衛生課長」に改め、同条第二号中「健康福祉局保健医療部食品生活衛生課」を「健康福祉局食品生活衛生課」に改める。

第二十一条第二項各号を次のように改める。

- 一 環境県民局消費生活課長
- 二 健康福祉局医務課長
- 三 健康福祉局医療政策課長
- 四 健康福祉局薬務課長

第二十二条第一号中「健康福祉局保健医療部薬務課長」を「健康福祉局薬務課長」に改め、同条第二号及び第三号中「健康福祉局保健医療部薬務課」を「健康福祉局薬務課」に改める。

第二十三条中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第一号中「健康福祉局保健医療部薬務課長」を「健康福祉局薬務課長」に改め、同条第二号及び第三号中「健康福祉局保健医療部薬務課」を「健康福祉局薬務課」に改める。

第二十五条第二項中「農林水産局総務管理部団体検査課長」を「農林水産局団体検査課長」に改める。

第二十六条中「農林水産局農水産振興部畜産課長」を「農林水産局畜産課長」に改める。
第二十七条第二号中「各農林水産事務所農村整備第一課長及び農村整備第二課長並びに」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 西部及び北部農林水産事務所の農村整備第一課長及び農村整備第二課長並びに東部農林水産事務所農村整備課長

第二十九条第二項第二号から第四号までを次のように改める。

- 二 農林水産局農業基盤課長
- 三 土木局道路河川管理課長
- 四 土木局河川課長

第三十三条第二号中「企画振興局長」を「地域政策局長」に改め、同条第八号中「土木局総務管理部長」を「土木局未来プラン総合推進部長」に改め、同条第十号中「都市局都市技術総括監」を「都市局建築技術部長」に改める。

第三十四条第二項各号を次のように改める。

- 一 環境県民局環境保全課長
 - 二 商工労働局観光課長
 - 三 土木局土木総務課長
 - 四 土木局道路河川管理課長
 - 五 都市局都市政策課長
- 第三十五条第二号から第四号までを次のように改める。

- 二 都市局建築技術部長
- 三 農林水産局農業技術課長
- 四 農林水産局森林保全課治山担当監

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。